

令和 7 年度見積合せ実施要領

見積合せに付する事項、見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項等については、下記のとおりです。

令和 7 年 6 月 6 日

門真市長 宮本 一孝

記

1 見積合せに付する事項

- (1) 工事名 修繕工事跡路面復旧工事
- (2) 工事場所 門真市内全域
- (3) 工事種別 舗装工事（単価契約）
- (4) 工事概要 上下水道修繕工事に伴う路面復旧工事
- (5) 工期

ア 期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで

イ 本業務は、門真市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年門真市条例第 3 号）に基づく長期継続契約であり、次年度以降において、長期継続契約に係る予算の減額又は削減のあった場合は、当該契約を変更又は解除します。

2 見積合せに参加する者に必要な資格に関する事項

本見積合せに参加できる者は、次に掲げる要件にすべて該当する者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生

手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）又は門真市上下水道事業建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者
- (5) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日施行）に基づき入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者
- (6) 次のアからウまでの届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でない者
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (7) 本市の令和7年度建設工事入札参加資格者名簿に業種「舗装工事」で登録している市内業者（建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所の所在地が本市の区域内にある者をいう。）であること。
- (8) 舗装工事について、建設業法に基づく建設業の許可を受けていること。
- (9) 平成22年4月1日から申出締切日現在までに国又は地方公共団体と舗装工事（金額は問わない。）の請負契約を締結し、誠実に履行したこと。

3 見積合せ参加の申出

- (1) 本見積合せに参加を希望する者は、見積合せ参加申出書（様式A）及び見積書（様式B）各1部を次のとおり提出しなければなりません。

なお、申請書類は持参又は郵送によるものとします。

ア 受付期間及び受付時間

令和7年6月6日（金）から同月20日（金）まで（日曜日、土曜日を除く。）
の午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

ただし、郵送の場合は必着とします。

イ 提出先

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階
門真市 環境水道部 経営総務課

ウ 提出方法

持参又は郵送。なお、郵送の場合は3(1)アまでに必着とする。

- (2) 本見積合せに参加を希望する者は、見積書のExcelデータを電子メールに添付し、次のとおり送信しなければなりません。なお、このデータは、受付期間終了後の処理に使用するものとし、見積採用に当たっては、受付期間内に提出した書面を比較するものとします。

ア 受付期間及び受付時間

令和7年6月6日（金）から同月20日（金）の午後5時まで

イ 提出先

sui01@city.kadoma.osaka.jp

ウ Excelデータの件名

「【業者名】修繕工事跡路面復旧工事」としてください。

- (3) 見積合せの参加に必要な書類の交付

見積合せの参加関係書類は本市ホームページの「入札・契約情報」からダウンロードで配布するほか次のとおり交付します。

(<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>)

ア 交付書類

- (㊦) 見積合せ参加申出書（様式A）
- (㊧) 見積書（様式B）
- (㊨) 配置予定技術者調書（様式C）

- (e) 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式D）
- (f) 社会保険に関する誓約書（様式E）
- (g) 質問回答様式（様式F）
- (h) 電子契約意向確認兼メールアドレス届出書（落札者のみ使用）

イ 交付期間及び交付時間

3(1)アに同じ

ウ 交付場所

3(1)イに同じ

エ 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合には、令和7年6月6日（金）から同月13日（金）正午までに、質問回答様式（様式C）を電子メールに添付し、sui01@city.kadoma.osaka.jp まで、送信することとし、その他の方法については受付を行いません。

なお、回答は、令和7年6月17日（火）までに本市ホームページに質問者が特定できないようにした上で随時、公表します。

(4) 仕様書等の取得

仕様書等は、次のとおり取得してください。

ア 交付期間及び交付時間

3(1)アに同じ

イ 交付場所

3(3)に同じ

4 見積合せ方法等

ア 見積書が複数枚になる場合は、袋綴じ又は割印をし、1つのものとする。

イ 本見積合せにおいては、各項目の単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額を合計し、その総合計金額の最低の者を契約候補者とし、見積合せ参加資格の確認後、契約の相手方と決定するものとします。

ただし、契約するにあたっては、各項目の見積り単価が、予定単価の制限の範囲内であることとします。（その他各項目の単価について、契約候補者と協議を行います。このことにより、見積りの総合計金額が変動することがあります。）

ウ 最低額の同額見積りが2者以上になった場合、価格交渉を行い、より安価な

見積額を提示した業者を契約候補者と決定するものとします。

エ 契約金額決定に当たっては、見積書に記載された単価の金額毎に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

オ 見積書に記載する金額は、仕様書に「千円止め」等の記載があった場合においても、設計書の「千円止め」等の記載には関係なく積算してください。

5 見積合せ参加資格の確認（契約の相手方の決定）

見積合せ後に見積合わせ参加資格の確認を行うため、最上位の契約候補者に対し、電話連絡を行いますので、書類の提出を求められた場合は速やかに次の(1)から(9)までの書類を提出すること。

なお、契約候補者が、見積合せ参加資格を有していないと確認された場合には、次順位者以降について順次同様の確認を行って契約の相手方を決定します。

- (1) 建設業許可を証明する書面（建設業の許可証明書等）の写し
- (2) 最新の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し
- (3) 配置予定技術者調書（様式C）
- (4) 配置予定技術者の資格を証明する書面の写し
- (5) 契約候補者と配置予定技術者との雇用関係を証明する書面（健康保険証等）の写し
- (6) 2(9)の条件を満たす実績を確認することのできる契約書の写し（変更がある場合は、変更契約書の写しも提出すること。）又は一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が行う工事实績情報サービス（CORINS）の「竣^{しゅん}工時データ」の写し
- (7) 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式D）
- (8) 社会保険に関する誓約書（様式E）
- (9) 電子契約意向確認兼メールアドレス届出書（届出書記載の電子メールアドレス宛にメールにて提出）

6 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とします。

- (1) 見積合せ参加申出書を提出していない者のした見積り
- (2) 本見積合せに参加する資格を有しない者のした見積り
- (3) 見積りに際して談合、不正行為等を行ったと認められる見積り
- (4) 所定の日時又は場所に提出しない見積り
- (5) 記名を欠く見積り（見積書が複数枚の場合は、袋綴じ又は割印が必要）
- (6) 金額を訂正した見積り又は金額の記載の不明瞭な見積り
- (7) 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な見積り
- (8) その他見積りに関する条件に違反した見積り
- (9) 必要とする書類を添付しない見積り
- (10) 見積合せ参加資格の事後審査に際し、必要な書類を提出しない者のした見積り

7 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要します。
- (2) 契約の相手方として確認され、通知を受けたときは、速やかに工事請負契約締結の申出をしなければなりません。

8 契約保証金

契約の締結に際しては、各項目の契約単価にそれぞれの予定数量を乗じた金額を合計し、その総合計金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければなりません。

ただし、門真市契約に関する規則第21条各号に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。

9 支払条件 竣工払

10 その他

- (1) 見積合せ参加者は、本要領のほか関係する法令及び規則等を熟知し、かつ、遵守してください。
- (2) 本見積合せに関し、添付様式がある場合は、添付様式又はそれに準ずる様式を使用してください。
- (3) 元請負人、下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。ただし、契約金額5,000,000円未満のものについては、この限りではありません。
- (4) 下請負人等との契約締結に当たり、当該契約書には暴力団又は暴力団密接関係

者との関わりが判明すれば契約を解除すること等、暴力団の排除に関する条項を盛り込んでください。

- (5) 元請負人、下請負人等は、契約の履行を妨げる社会通念上不当な要求及び不当な介入を受けた際は、門真市公共工事等不当介入対応マニュアルの規定に従い、適切に対処してください。
- (6) 見積合せ行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の入札参加停止措置要件、又は門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札参加除外措置要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとします。
- (7) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

11 問合せ先

〒571-8585

門真市中町1番1号 門真市役所 本館2階

門真市 環境水道部 経営総務課

電話 06-6902-5873

FAX 06-4252-9750

電子メールアドレス sui01@city.kadoma.osaka.jp